三〇四　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件　六　177　一四
三〇五　第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第五条第一項第五号イに規定する総務大臣が告示する額を定める件　一〇　二
三〇六
三〇七　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻証業務の変更認定に関する件　一〇　二
三〇八　特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定を公示する件　一〇　三
三〇九　電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件の一部を改正する件　一〇　179　六五
三一〇　特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件　一三　二
三一一　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を定める件　一四　特41　一
三一二
三一三　特定国外派遣組織を指定する件　二四　三
三一四　〃　二八　二
三一五　政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件　三一　六
三一六
三一九　特定国外派遣組織を指定する件　三一　七
三二〇　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の規定に基づき、機能要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日を定める告示の一部を改正する件　三一　193　三五
三二一　税務システムにおける機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置を定める件の一部を改正する件　三一　193　三〇
三二二　税務システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件の一部を改正する件　三一　193　二六
総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省
二　棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件　二四　三

〇消防庁
一一　消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件　七　四
一二　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件　一四　特41　二
一三　消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件　二五　一

〇法務省
六六　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　三　四
六七　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　五　二
六八　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件　七　四
六九　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　七　特38　七

六　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　七　特38　八

〇法務省、厚生労働省
二　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　七　特38　八

〇法務省、国土交通省
二四八　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　七　特38　七

〇外務省
二四九　公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　三　四
二五〇　人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件　三　五
二五一　刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の効力発生に関する件　三　五　176　五六